

## 有機転換推進事業費補助金交付等要綱

令和5年5月23日 決裁

令和6年6月17日 一部改正

令和7年4月10日 一部改正

### (目的)

第1条 県は、市町村が実施する有機転換推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において有機転換推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「国推進交付等要綱」という。）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急対策交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (事業の内容及び実施の手続き)

第2条 本事業の内容及び実施に関して必要な事項は、第3条から第14条までに定めるもののほか、国推進交付等要綱別記3及び国緊急対策交付等要綱別記3に定めるところによる。

### (事業実施計画書の提出)

第3条 事業実施主体は、国推進交付等要綱別紙様式第3号及び国緊急対策交付等要綱別紙様式第3号により事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。

### (補助事業の対象及び補助額等)

第4条 本事業の補助対象経費及び補助額等は、別表に定めるところによる。

### (交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は事業実施主体に対して通知するものとする。

### (添付書類の省略)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### (交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の様式)

第8条 事業実施主体は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更（中止・廃止）について知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第3号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内または3月20日までのいずれか早い日を原則とする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の額の確定通知書を受けた事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、様式第6号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

(書類の整備等)

第13条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第14条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管の農林振興センター所長を経由するものとする。

附 則

本要綱は、令和5年5月23日から施行する。

本要綱は、令和6年6月17日から施行する。

本要綱は、令和7年4月10日から施行する。

別表（第4条、第8条、第9条関係）

補助対象経費	国推進交付等要綱別記3第1の3（1）及び国緊急交付等要綱別記3第1の3（1）に基づき行う転換支援事業に係る経費
事業実施主体	市町村
補助額	定額
交付単価	2万円/10a以内
重要な変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の新設又は廃止</li> <li>2 事業実施主体の変更</li> <li>3 補助金の増</li> <li>4 補助金の30%を超える減</li> </ol>

様式第1号（第5条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

市町村長 氏名

令和 年度有機転換推進事業費補助金の交付を別紙様式1のとおり受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 別紙様式 1

### 1 補助金交付申請額

円

### 2 補助事業等の目的及び内容

### 3 経費の配分

事業概要	交付対象経費 (県費)	備考
	円	

(注) その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

### 4 事業完了予定年月日

### 5 添付資料

(1) 事業実施計画書の写し

(2) 国推進交付等要綱別記 3 第 2 の 3 (1) 及び国緊急対策交付等要綱別記 3 第 2 の 3 (1) に規定する、有機転換推進事業交付申請書(2. 口座情報を除く)、有機栽培管理シート及び有機転換チェックシートの写し

(3) 市町村の補助金交付に関する規則又は要綱(実績では添付を要しない。また、市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。)

(4) その他特に知事が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度有機転換推進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払とする。
- 3 交付の条件
  - (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、有機転換推進事業費補助金交付等要綱（令和5年5月23日農林部長決裁。以下「交付等要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
  - (2) 事業実施主体は、交付等要綱の別表の欄に掲げる重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
  - (6) 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

令和 年度有機転換推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

市町村長 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた令和 年度有機  
転換推進事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので有機転換推  
進事業費補助金交付等要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
  - 2 変更の内容（中止・廃止を除く）  
（以下、様式第1号の別紙様式1に準じて記載し、変更部分を2段書きにし、変更前を上  
段に括弧書きで記載すること。）
- （注）変更後の有機転換推進事業交付申請書を添付し、変更部分を2段書きにし、変更前を  
上段に括弧書きで記載すること。

様式第4号（第10条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

市町村長 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた有機転換推進事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注）

- 1 記の記載要領は、様式1号の別紙様式1に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金交付決定額」に、「補助事業等の目的及び内容」を「補助事業等の成果」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に、書き換えるものとする。
- 2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 添付書類については、支出伝票等を添付し、経費以外のものについては、交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

様式第5号（第11条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金交付額確定通知書

番 号  
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした令和 年度有機転換推進事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、金 円と確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

様式第6号（第12条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金請求書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

市町村長 氏名

令和 年度有機転換推進事業費補助金について、有機転換推進事業費補助金交付等要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

債権者コード：

債権者名：